

五霞町地域防災計画を

策定しました

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、五霞町防災会議が策定した計画です。

計画は、県、町及び防災関係機関等の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示し、町、防災関係機関等が全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、防災の万全を期するためのものです。

◎地域防災計画とは

五霞町地域防災計画は、次の8編からなっています。

〔総則編〕

目的、機能及び防火機関のなすべき業務の大綱等

〔震災対策計画編〕

予想される首都直下地震及び東海地震等に対応すべき対策

〔風水害対策計画編〕

予想される風水害に対応すべき対策

〔航空災害対策計画編〕

航空災害が発生した場合に係る関係機関がとるべき対策

〔道路災害対策計画編〕

道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や道路構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のため関係機関がとるべき対策

〔危険物等災害対策計画編〕

危険物等の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策

〔大規模な火事災害対策計画編〕

大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策

〔資料編〕

地域防災計画に係る法令や協定等が資料として掲載してあります。

なお、地域防災計画は、総務課で閲覧できます。

また、いつ起こるか分からない災害に対し、町では次のマニュアル等を作成しました。

◎災害時要援護者支援マニュアルとは

災害が発生したとき、障害のある方や高齢者などの方は、より被害を受けやすく避難に手助けを必要とします。このようなことから、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を対象とした支援マニュアルを策定しました。 ※災害時要援護者としての申請は随時受付をしておりますので、総務課又は健康福祉課にお問い合わせください。

また、広報ごか10月号に申請方法等の記事がありますので、ご確認をお願いします。

◎自主防災組織活動マニュアル及び備えあれば憂いなし（各家庭版）とは

災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要となります。そのため、地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、地域コミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを基本とするマニュアル等を作成しました。

このマニュアルは、平成21年度に見やすく、わかりやすく編集を行い各家庭に配布を予定しています。

◎職員初動マニュアルとは

いつ発生するか予測できない大規模災害に対する速やかな防災対応を目的とし、風水害等一般災害や地震災害発生時の初動期について、人的被害の防止・軽減を主目的として、職員が早急に実施するための初動活動を円滑に実施するための職員初動マニュアルを作成し、職員全員に配布してあります。

◎日頃からの準備を

いつ起こるか分からない災害に対し、日頃から準備をしておきましょう。

◎非常持ち出し品の準備を

携帯ラジオ 予備電池は多めに用意

救急医薬品 絆創膏、包帯、風邪薬、胃腸薬、鎮痛剤など
貴重品 現金、預貯金通帳、印鑑、免許証、権利証書など
非常食 乾パン、缶詰など火を通さなくても食べられるもの、ミネラルウォーター、水筒など
懐中電灯 できれば一人に一つ。予備電池も忘れずに。

その他 下着、上着などの衣類、タオル、生理用品、粉ミルク、紙おむつ、ウェットティッシュ、ライターなど。
※各家庭では、3日間程度の飲料水、食料品の確保をお願いします。

五霞町地域防災計画等説明会を開催しました。

10月27日から31日までの5日間、住民の方々を対象に各行政区の生活改善センター等を会場に五霞町地域防災計画等説明会を開催しました。

説明会では、五霞町防災計画及び裁判員制度について説明を行い、各行政区とも、参加者の方々は、活発な質疑を行っていました。
※裁判員制度については、広報ごか11月号に記事があります。

◎お問い合わせ

総務課行政・防災G
☎(84)1111(内線210)

